広報こしじ

第47号
新潟県三島郡
発行所　越路町役場
電話来迎寺局（代）300番
印刷所　北越印刷株式会社
長岡市福住1丁目

43年12月の人口動態

住民基本台帳人口（12月末日現在）

		男	女	計
世帯数				2,950
人口				14,304人
内訳	男			6,942人
	女			7,362人

11月の住民移動状況

	男	女	計
出生	6人	4人	10人
死亡	3人	2人	5人
出入	4人	2人	6人
転入	35人	19人	54人
転出	30人	11人	41人
内訳	1人	1人	2人

今月の主要記事

○十二月定例町議会概要
○選挙人名簿登録の申出
○事業税、住民税の申告は所得税と一緒に
○農耕用軽油免税の手続を
○ガス洩れ発見についてのお願い

十二月定例町会
給与改訂きまる
四十三年七月から実施

去る十二月九日に招集された第四回定例町議会は会期を二十七日まで九日間と決め四日目の本会議を開き議員報酬、特別職、職員の給与改訂などに関する九件の条例をはじめ専決処分の報告、本年度一般、特別会計補正予算の審議が行なわれ十二月二十六日閉会しました。

主な議案の概要は次のとおりです。

専決処分

①新潟県町村人事々務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更
②新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更
○以上二件については、加入団体の数の増減と制度改正に伴い条文を整理した。
③長岡地区伝染病院組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更
○加入団体の数の減少と組合管理者を病院所在地の長岡市長に改めたもの。

条例関係

①越路町公告式条例の一部を改正する条例
○掲示場の位置を変更設置したもの。
「石津郵便局前掲示場」を「石津忠魂碑前掲示場」に改む。
②越路町国民健康保険条例の一部を改正する条例
○税法の改正にともない国民健康保険料の逓増金の徴収規定が町税と同様に改められた。
③越路町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例
○越路町職員の休日、休暇に関する条例の一部を改正する条例
○以上二件については、一昨年ILO87号条約批准に伴う国内法の改正により二年間の準備期間がおかれ労使間の業務と活動範囲を定められたことに関連しており、この扱い方が変り、内容の字句の整備と組合休暇の限度等を改めたもの。
⑤越路町議会議員の報酬及び費用弁償等の一部を改正する条例
○月額で議長は一千八百円上って二万二千七百円、副議長は一千五百円上って一万九千六百円、議員は一千四百円上って一万七千六百円となった。
⑥越路町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費の一部を改正する条例
○月額で町長は八千円上って十万三千円、助役は六千円上って八万三千円、収入役は五千円上って七万五千円となった。
⑦越路町教育長の給与等の一部を改正する条例
○月額で一万円上って七万円となった。
以上三役及び議員等の給与、報酬等の改正は、特別職報酬等審議会の答申どおり可決された。
特別職報酬等審議会委員はその都度任命され、このたびは次の各氏が任命された。（順序不同）
会長（来迎寺）内山浩三（岩野）
委員　井上直樹（飯塚）
長谷川弘（塚野山）
〃　安原晃（来迎寺）
⑧越路町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
○人事院勧告による国家公務員の給与改訂に準じて、職員の給料表その他の改訂が行なわれた。通勤手当の支給最高額が一千六百円から二千四百円に増額（超える分については二分の一を加算して限度三千六百円）され、また勤勉手当の合理化を図るため三月支給を期末手当に振替え付随して期間と率の調整がされた。
⑨寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

町議会場（助役答弁）

その他

①新潟県三古地区結核予防組合の解散
②新潟県三古地区結核予防組合の解散に伴う財産処分が不足のため長岡市、三島郡、古志郡の各市町村が昭和二十八年に設立許可を得て一部事務組合を設置し、国の対策要綱に基づいて結核病棟を建設し、関係市町村の患者の収容治療及び病棟の維持管理を長岡赤十字病院に委託し、結核予防に関する事務を共同処理するため、これを長岡赤十字病院に無償譲渡した。
③来迎寺遊園敷地（土地）の寄附採納願い
○越路町立来迎寺児童遊園地設置に伴い地元より土地（大字来迎寺字前田一、二三四番地九百九十二平方米）を寄附するとの申出があり、これを採納した。
④町道の認定
⑤町道の級別格付
○次のとおり町道認定と級別格付がなされた。

1. 町道認定路線

路線名	起終点	経過地	延長	巾員
浦～本条線	県道長岡岩野小千谷線　西脇砂利店裏 本条火葬場入口	三古用水	1,180m	4.50m
来迎寺部落東線	県道長岡片貝小千谷線　永井啓作脇 橋本屋裏	児童遊園地	448	4.00
朝日部落内線	県道高鳥来迎寺（T）線 小林勇一郎商　県営用水	部落内	90	2.50
源開登校路線	県道長岡岩野小千谷線　中沢火葬場入口 流沢乙松南十字路	郊外	122	4.00
~~千勧沢片貝線~~	~~千勧沢橋東側 片貝町役所~~	~~越路原~~	~~3,250~~	~~6.00~~
十楽寺部落内線	十楽寺教員住宅裏 平石忠雄前	国鉄跨線橋	263	6.00
十楽寺部落本線	平石助七前 揚水機場東側	郊外	180	3.00
居平部落内線	西谷本和田久保線 西谷部落45号線	郊外	150	4.00

2. 町道の級別格付

部落名	路線名	始点	経由	終点	規格	行付	新規格	規付	延長	巾員	備考
									m	m	
浦	浦～本条線	県道長岡岩野小千谷線　西脇砂利店裏	水	本条火葬場入口	農道	町道1級			1,391	4.50	町道認定
		本条火葬場入口	用	三古用水							延長 1,180m
来迎寺	来迎寺部落東線	県道長岡片貝小千谷線　永井啓作脇	児童遊園地	橋本屋裏	農道	町道1級			448	4.00	町道認定
朝日	朝日部落内線	県道高鳥来迎寺（T）線	部落内	勇一郎商	県道	町道1級			90	2.50	町道認定延長90m
神	神谷部落内線	小林勇一郎商　県営用水		県営用水	町道無級	町道1級					巾員2.50m
中	源開登校路線	県道長岡岩野小千谷線　中沢火葬場入口	郊外	流沢乙松南十字路	農道	町道2級			122	4.00	町道認定
沢	源開登校路線	流沢乙松南十字路		裏蔵前	町道無級	町道2級			129	5.50	
沢	~~千勧沢片貝線~~	~~千勧沢橋東側~~	~~越路原~~	~~片貝町役所~~	~~農道~~	~~町道2級~~	~~町道1級~~		~~3,250~~	~~6.00~~	~~町道認定~~
西野	西野部落内線	細川芳雄脇	岩線	北及び	町道無級	町道1級			361	2.80	
飯	飯島部落東線	農道橋篠花入口	前社	善作石一裏	町道無級	町道2級			304	2.80	
篠	篠花部落東線	篠花部落内線	神清	八郎治裏	町道無級	町道1級			550	5.50	
中	中島部落内線	藤井惣六郎一角	一原	正七蔵東	町道2級	町道1級			195	2.50	
~~千~~	~~千勧沢片貝線~~	~~千勧沢橋東側~~	~~越路原~~	~~片貝町役所~~	~~農業改善道路~~	~~町道2級~~	~~町道1級~~		~~3,250~~	~~6.00~~	~~町道認定~~
岩	岩田部落内線	岩田高鳥線代替	部落内	交叉点	町道2級	町道1級			420	2.50	
飯	飯塚部落内線	十楽寺教員住宅裏	国鉄跨線橋	平石忠雄前	新設	町道1級			263	6.00	町道認定（農道）
沢下	沢下条部落内線	沢下条部落内線	部落内	前門	町道2級	町道1級			405	2.50	
塚	塚野山線	塚野山北部落線	郊外	長谷川弥馬太裏	町道無級	町道2級			283	3.50	町道認定延長18m町道認定（農道）
東	谷谷部落内線	下荒瀬部落内線	部落内	内山六松前	町道2級	町道1級			310	3.00	
西	谷谷部落内線	居平部落内線	郊外	外浦	農道	町道2級			150	4.00	町道認定
小	坂野部落内線	小坂部落内線	消防用水	水溜内	町道無級	町道2級			183	4.00	
岩	岩野部落内線	岩野部落内線	部落内	小新保仁左ェ門	町道無級	町道1級			203	2.50	
釜	釜ヶ島線	坂口釜ヶ島線	部落	裏蔵前	町道無級	町道1級			323	2.80	

税の申告は三月十五日までに

町県民税 事業税の申告
所得税の確定申告は

町県民税、事業税の申告だ捌えてない方は急いでと所得税の確定申告の時期が参りました。

期限は例年どおり三月十五日です。申告に必要な書類はもう揃えましたか、まだ揃えてない方は急いでとりかえましょう。

それから所得税の確定申告をしないで町県民税、事業税の申告をしないでよいことも例年どおりです。

必ず添付しなければならない書類

◎**給与所得の源泉徴収票**
これは昨年中に会社や官公庁、個人の事業体等に勤め、給与を受けていた人はその勤務先から去る一月末頃個々に渡されます。現在勤めていない場合等は送られて来る（縦十センチ、横十五センチ位の）票です。

添付すると有利な書類

◎**生命保険料の受領証**
保険金の受取人を、納税申告者本人又は同申告者の生計を一つにする配偶者や扶養親族のいずれかとしている生命保険契約について、昨年中に支払った保険料の金額及び**通算老令年金**の一定程度以上の怪我や病気をしたときに支給される**障害年金**、夫を亡くし、十八才未満の子供を抱えかえている未亡人に支給される**母子年金**、両親のない十八才未満の孫の世話をしているおばあさんが、死亡したとき、その遺族に支給される**死亡一時金**があります。

これは前年中に買った給料や賞与、退職等、恩給等の合計、それから差し引かれた社会保険料等が記されて又これは自家勤務、通勤、出様などのいずれに拠らず必要です。若し添付しないと税額算定の上で不利になる場合があります。

◎**損害保険料の受領証**
これは所得税確定申告者のうち九千円以上のものは添付し、九千円未満のものは提示するだけでよい。若し受領証を紛失した場合は払い込み先から、払い込み証明書を発行して貰われるかもられれを用いる。

◎**医療費等の受領証**
申告者が、本人又は本人の扶養親族のため前年中に医療費等を合計し所得額の五%を超えて支払いをしたもの、但しこの支払いの額からは国保給付金や傷害保険金、損害賠償金等により支払われた額を除いた実際の負担額を指す。

◎**災害金等の損害額見積り書および被災証明書**
大きな災害、盗難を受けた資産及び損害保険契約の損害保険契約をしてあった場合は保険金や共済金の支払いを受けた保険金の額、損害保険金の支払いを受けなかった場合はその金額が申告者の合計所得の十%を超える場合その損害額の細見積り計算書と官公署の発行した被害状況証明書、本人又は扶養親族のために前年中に支払った医療費等の金額が本人又は扶養親族のための前年中に支払った医療費等の金額が本人又は扶養親族のための前年中に支払った医療費等の金額が本人又は扶養親族のための